

(第1条関係)寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u> _____をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び<u>期末手当</u> _____をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～ (加える)</p> <p style="text-align: center;">～略～ (加える)</p>	<p>第1条 (略) (会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u> _____をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u> _____をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～ (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第14条の2 給与条例第18条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～ (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第24条の2 給与条例第18条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれ</u></p>

<p>～略～</p>	<p>に対する地域手当の月額合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>
------------	--

(第2条関係)寒川町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」)という。)を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第8条 <u>育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)</u></p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除</u></p>

_____)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び職務に復帰した日後における最初の当該職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、号給の調整ができる。

～略～

く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び職務に復帰した日後における最初の当該職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、号給の調整ができる。

～略～

(改正附則)

現行	改正案
	<p align="center"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>